

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」
に対する提出意見

－ 網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加－

(意見募集期間: 令和元年6月26日～令和元年7月24日)

意見提出者一覧

計 2者(法人等: 1者、個人: 1者)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人
2	一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

意見書

令和元年6月27日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
料金サービス課 宛て

郵便番号
(ふりがな)
住所(所在地)
(ふりがな)
氏名(法人又は団体名等)(注1)
電話番号
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和元年6月26日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。あわせて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	意見
網終端装置に係る接続約款の変更について	「NGN（ネクストジェネレーションネットワーク）」における構造では、固定電話の回線での「FTTH（光ファイバー）」及び「CATV（ケーブルテレビ）」から成る「PPPoE（IPv4）」を廃止し、「IP網（インターネットプロトコル）」から成る「IPoE（IPv6）」に移行する事で、インターネットの回線での「IP-VPN（インターネットプロトコルバーチャルプライベートネットワーク）」に融合される構造と、私は考えます。要約すると、古い構造を維持している「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」では、「トラフィック（回線混雑）」を招くので、固定電話を維持して、「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」は、廃止するべきと、私は考えます。

意見書

2019年7月24日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課御中

〒151-0053
東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6F

にほんいんたーねっとぷろばいだーきょうかい
一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会
会長 会田 容弘

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和元年6月26日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙該当箇所	意見
<p>接続約款料金表第 2 (網改造料) 1-1 (網改造料の対象となる機能) 第 53 欄 (NTT 東日本) 第 51 欄 (NTT 西日本) ア (ア) 欄について</p>	<p>(全般)</p> <p>網終端装置 (NTE) の台数が 30 台までの中小規模事業者 (主に特定の地域でサービスを提供する事業者) について、NTE の増設基準が 300 セッションと大幅に引き下げられることは、円滑なインターネット接続を実現するための取り組みとして評価できます。</p> <p>一方で、現在接続料の算定に関する研究会で検討されている第 3 次報告書案の骨子 (以下「骨子」といいます。) においても、トラヒックの増大への対応は中小・大手を問わず行われる必要があることと、問題の本質は 1 契約あたりのトラヒックが伸びていることであることが示されています。</p> <p>骨子にもあるとおり、PPPoE 方式を利用するすべての事業者にとって、本来の費用区分の NTE (C 型等) で円滑なインターネット接続を提供できるようにすることは必須の課題です。</p> <p>2019 年度接続料算定根拠によれば、NGN の NTE は NTT 東西合わせて約 1 万 1 千台であり、骨子によれば直接接続をしている事業者数は 80 社、そのうち地域・中堅は 63 社とされています。63 社が平均 15 台ずつ増設できたとしても、全体の効果は限定されてしまいます。</p> <p>大手事業者を中心に、PPPoE の平均トラヒックの伸びが鈍化したとの資料も NTT 東西からは示されていますが、これをもって現状の増設基準が十分であるとはいえません。IPoE への移行の方針の有無は事業者によって異なりますし、当協会の複数の会員からも、混雑している NTE はトラヒックが頭打ちになって増えないので、統計上伸びが鈍化して見えるのではないかと指摘がありました。事業者によっては NTE がボトルネックになっているため、帯域制御装置を導入してトラヒックを抑制している場合もありますが、この場合も統計上、トラヒックの伸びは鈍化して見えます。</p> <p>よって、今回の取り組みと並行して、すべての事業者に対する増設基準の緩和、さらにはトラヒックベースへの移行も進められる必要があります。</p> <p>また、トラヒックの増加に対応して、インタフェースが 10Gbps など、現在よりも容量の大きい NTE を設けるなどの対応も必要です。</p> <p>いずれにしても、骨子にも示されている通り、NTT 東西がトラヒックの状況に対応して適切な対応を行っていくことについて、総務省には引き続き注視くださるようお願いいたします。</p> <p>(30 台と 31 台の場合の増設基準の開きについて)</p> <p>今回、NTE の台数が東西各 30 台までは、増設基準を 300 セッションに大幅に緩和することが盛り込まれましたが、31 台目の増設は、最初の 1 台から通常増設基準が適用されるため (2019 年 6 月 27 日 NTT 東西の説明会での説明)、例えば 30 台がギリギリ「満員」となった場合、利用者数は概ね 9 千人前後と見込まれますが、次の 31 台目を増設する場合、例えば増設基準が 4000 セッションの装置の場合、12 万 4 千人の利用者が必要になるなど、大きな開きがあります。この開きを埋めるための調整措置などが必要と考えます。</p>